

『国立民族学博物館研究報告』投稿規程

平成 28 年 7 月 4 日
研究出版委員会

1. 『国立民族学博物館研究報告』（以下「研究報告」という。）の目的

文化人類学及びその関連分野に関する論文、書評論文、研究ノート、資料（以下「論文等」という。）を掲載する。

2. 投稿資格

研究報告に投稿することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 本館の専任研究教育職員、客員教員・特別客員教員及び本館の活動に関わる各種研究員（機関研究員、特任研究員、外国人研究員、共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員等）
- (2) 本館の組織・運営に関与する者及び関与した者
- (3) 本館の専任研究教育職員を研究代表者として組織された研究プロジェクトの研究分担者及び研究協力者
- (4) その他研究出版委員会（以下「委員会」という。）が適當と認めた者

3. 投稿区分

「研究報告」の投稿区分は次のとおりとする。

「論文」：文化人類学及びその関連分野に関するオリジナルな研究の成果をまとめたもの。

「書評論文」：あるテーマに関連する複数の研究書や研究論文を取り上げ、研究動向の考察を試みるもの。

「研究ノート」：文化人類学及びその関連分野の発展に寄与する研究の過程で得られた、新しい発見や仮説を提示したもの。

「資料」：文化人類学及びその関連分野の発展に寄与する資料や情報を開示・紹介するもの。たとえば、研究で新たに得られた資料やデータの解説、海外の研究動向や学会動向の紹介、展覧会の批評など。

4. 投稿条件

- (1) 未公刊・未公開の論文等に限る。
- (2) 同一又は、極めて類似した内容の論文等を他に投稿中あるいは既公刊（電子媒体での公開含む）、掲載予定となっているものは二重投稿とみなし受理しない。
(二重投稿である場合は、原則として審査の対象としない。なお、掲載後に二重投稿であることが判明した場合は、取り消しや罰則を科す場合がある。)
- (3) 論文等の投稿は、別に定める執筆要領に従って執筆し、行うものとする。執筆要領に従っていない論文等は受理しない。

5. 使用言語、文字

論文等において使用する言語は、日本語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、ロシア語、中国語のいずれかとするが、それ以外の言語で書く必要がある場合は、投稿に先立って委員会にその旨申し出ること。原稿に特殊な文字・記号を用いる場合も同様である。

6. 原稿の文字数

特に制限は設けないが、論文の場合は「ひとつの論文」として完結する内容と構成であることを要する。

7. 引用の際の注意

他の刊行物から、図・表・写真を転載する場合は、投稿者の責任において著者及び発行者の許可を求めるなければならない。

また、文献の引用に著作権・版権所有者の許可が必要な場合、あるいは図版や写真を掲載するために版権の取得が必要な場合は、投稿者が手続きを行い、費用を負担する。

8. 投稿時の提出物

- 毎月月末までに以下のものを提出する。
- (1) 原稿（図・表・写真は本文に挿入し、ネイティブチェックは各自で済ませておくこと。）
 - (2) 「セルフチェックシート」
 - (3) 「投稿申請書」

※出力原稿とともにデジタルデータも提出する。図は、明瞭な出力原稿またはデジタルデータのいずれかを提出する。

9. 審査

投稿された原稿を掲載するか否かは、別に定める査読要領に基づいて委員会で審査のうえ決定する。なお、原稿（図・表・写真などを含む）は採否にかかわらず返却しない。

10. 異議申立て

- (1) 投稿者は、投稿した論文等の委員会決定に異議がある場合は、異議申立てをすることができる。異議申立ては書面により、論文名・著者名・異議申立て事項・理由を具体的に記載して委員会宛に提出するものとする。

異議申立ての期限は、最初の委員会決定の通知日より 1 カ月以内とする。

- (2) 異議申立てがあったときは、委員会は再審査又は異議申立ての却下を判定する。再審査の場合、委員会は再審査のための審査員を選定し、再度審査する。
- (3) 委員会は判定結果及び審査結果を速やかに投稿者へ通知する。
- (4) 同一の論文等にかかる異議申立ては 1 回限りとし、異議申立てにかかる判定結果に対する異議申立ては受けない。

11. 投稿者による改稿

投稿された論文等について、委員会が掲載を決定するまでの間に、必要に応じて投稿者に改稿を求めることがある。

12. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規程及び執筆要領に則った形式に訂正することも校正作業に含まれる。採用決定後に行われる初校の段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

13. 原稿料等

原稿料の支払い、掲載料の徴収はしない。

14. 著作権等

論文等の著作権は、著者に帰属する。ただし、本館はこれらの論文等を国立民族学博物館学術情報リポジトリ（みんぱくリポジトリ）で公開する権利を保有する。その場合、本館は公開される論文等の著者を明記する。公開に適さない箇所があれば、その部分を抹消するため、投稿時に委員会までその旨を申し出ること。また、刊行された論文等を他の刊行物に転載する場合には、事前に委員会に申請しなければならない。

15. その他

- (1) 執筆者用の配布部数は 3 冊とする。

(2) 本規程に定めのない事項については、委員会において審議し決定する。

16. 提出先及びお問い合わせ

〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園 10-1
大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立民族学博物館内 研究出版委員会
電話 (代) 06-6876-2151 FAX 06-6878-8429
e-mail : editorial@minpaku.ac.jp

附則

この規程は、平成 28 年 7 月 4 日から施行する。
この規程は、平成 29 年 9 月 13 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 3 月 14 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 5 月 9 日から施行する。
この規程は、平成 30 年 10 月 10 日から施行する。